

新学習指導要領実施に向けた家庭科の教育実践上の課題

——生活力育成，自己肯定感，環境に配慮した生活，住生活の自立，布を用いた製作実習，消費者の権利と責任の理解——

鳥井 葉子*，馬場 亜沙美**，中林 啓**，
茨木 宏美**，石井 淳子**，木下 みゆき**，
石田 紘子**

(キーワード：家庭科，新学習指導要領，教育実践)

I はじめに

2008年3月に「生きる力」をはぐくむ基本理念が受けつがれた新小・中学校学習指導要領が告示され，さらに，6月には小学校学習指導要領解説が，続いて7月には中学校学習指導要領解説が発表された。新学習指導要領において家庭科は，小・中学校の体系化が図られ，内容構成は同一の枠組みとなった。

本研究は，新学習指導要領実施に向けて，生活力の育成，自己肯定感の育成，環境に配慮した生活，住生活の自立，布を用いた製作実習，消費者の権利と責任の理解が重要な教育実践上の課題となるととらえ，それらの課題を検討し，今後の児童・生徒の家庭科学習指導の改善をめざすものである。

II 子どもの生活力育成

現行の学習指導要領に引き続き，新学習指導要領においても，子どもたちの「生きる力」をはぐくむという基本理念は受け継がれることとなった。「生きる力」とは，基礎・基本を確実に身に付け，いかに社会が変化しようとして，自ら課題を見つけ，自ら学び，自ら考え，主体的に判断し，行動し，よりよく問題を解決する資質や能力，自らを律しつつ，他人とともに協調し，他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性，たくましく生きるための健康や体力などを指す。

家庭科教育に求められる「生きる力」とは，実践的・体験的な学習活動を通して，家族と家庭の役割，生活に必要な衣，食，住，情報等についての基礎的な理解と技能を養うとともに，それらを活用して課題を解決するために工夫し創造できる能力と実践的な態度である¹⁾。

しかし，現代の子どもたちは生活力が低下しているといわれている。そこで，子どもたちの生活力を育成に関わる要因や背景を把握することが重要であると考え，先行研究を検討した上で，新学習指導要領の解説をふまえて，生活力育成のための学習指導について考察する。

1. 児童・生徒の生活力育成への要因

児童・生徒の生活力要因を探るために実施された身の回りの適切な清掃に関する児童・生徒の調査研究結果²⁾によると，自室以外の掃除をする理由は，全体では男女とも「親に言われて」が高いが，男子はその次に「決まっているから」，女子では「自分から進んで」が多く，高学年ほど「自分から進んで」の比率が減少する傾向がある。しかし，自室の掃除を進んでする者は自室以外の掃除も主体的にする比率が高く，親に言われて仕方なくする者は自室以外の掃除も親の指示でする比率が高い。自室の掃除はしないが自室以外の掃除はする場合は，親に指示されたり，あらかじめ決められていたりする比率が高くなっており，児童・生徒の生活力育成のためには，児童・生徒が身の回りの環境を，他からの指示ではなく，自分自身の価値観に基づいて管理できるようにすることを目指すべきであると述べられている。

この研究から，子どもの生活力育成は子どもの家事作業への主体性の育成であるとしてとらえることができる。家庭の仕事を親に指示されたり，決められているからという理由だけでなく，自分から進んで取り組めるような態

*鳴門教育大学生活・健康系コース（家庭）

**鳴門教育大学大学院学校教育研究科教科・領域専攻生活・健康系コース（家庭）

度を養う必要がある。自分から進んで自室の掃除をする者は自室以外の掃除も主体的にする比率が高いことから、自ら進んで家庭の仕事に取り組む態度を養うことで家事作業に携わる機会が増え、生活力が身に付いていくと考えられる。

引き続き、生活力育成への要因を探るために行われた家庭におけるゴミ問題に関する児童・生徒の調査研究³⁾によると、児童・生徒の家庭でのゴミの分別方法の認知度は小5から中3までの各学年段階において高学年ほど高く、また男子より女子で高い。また、ゴミを減らす方法への認知度の高い項目は「物を大事にする・すぐ捨てない」、「リサイクルをする」であった。ゴミを減らすために実践していることでは、「何もしていない」とする児童・生徒が最も多く、次いで「リサイクル」であった。ゴミの減量方法において、「物を大事にする・すぐ捨てない」の比率は50%近くあったが、実践している比率はわずか8.3%であった。また、「余分な物を購入しない」も実践率が低くなっており、ゴミの減量に対する考えと行動が一致していないことが明らかとなった。

この研究から、子どもの生活力育成は具体的な方法の認知と実践に関わっていると考えられる。ゴミの減量方法の調査において、「物を大事にする・すぐ捨てない」「リサイクルをする」という意見がおよそ5割だったにも関わらず、実践では「何もしていない」とする児童・生徒が4割を超えていた。また、「なるべくゴミを出さない」という具体性のない回答も見られた。よって、リサイクルの実践例やゴミを出さないための工夫など具体的な例を児童・生徒が認知することで、実践につながるのではないかと考える。

2. 母親の就業が子どもの生活技能に及ぼす影響

母親の就業状態と子どもの生活上の技能や行動との関連に関する調査研究結果⁴⁾によると、母親が子育てによって就業を中断せずに継続してきた場合には、子どもの自立心を促進させることが明らかとなっている。子どもの行動的な側面に、母親の就業はやや高い値を示しており、「料理」「家族の夕食作り」「洗濯」「洗濯物をたたむ」「食器洗い」「ボタンつけ」などの家事を、他の家庭の子どもよりは多くこなしている。「母親がいない」な場合や、「フルタイム就業」「自営業」など母親が長時間不在の家庭の子どもは、こうした繰り延べ不能な家事に関わっている傾向が示された。「フルタイム就業」や「自営業」の母親をもつ子どもは、「パート就業」や「無職」の母親をもつ子どもよりも、食事づくりや片付け・洗濯などの仕事にかかわっており、母親が長時間の勤務や労働に従事している家庭の子どもは、毎日の家庭生活の運営に不可欠な生活技能がやや高まっていると評価されている。母親が仕事で不在であり、子どもに過度に手を貸さないことが、自分のことを自分で行ったり、家庭の仕事へかかわったりすることにつながっていると考えられている。母親が不在、あるいは手を貸さなければ子どもはやらざるをえず、結果として技能が発達する。母親は子どもに過度に手を貸さず、家の仕事をまかせていく重要性を示唆するものと述べられている。母親の就業状態にかかわらず、こうした母親の姿勢や行動によって、子どもたちの生活技能の発達はさらに促されると考えられている。

この研究から、子どもの生活力育成は家族が子どもに過度に手を貸さないということが重要であるといえる。母親が長時間不在の家庭の子どもは、繰り延べ不能な家事に関わっている傾向がみられ、毎日の家庭生活の運営に不可欠な生活技能がやや高まっていると評価された。このことから、家族は子どもに過度に手を貸さず、家庭の仕事を任せていくことが重要であると考えられる。家庭や学校のこうした姿勢によって、子どもたちの生活技能の発達は促されると思われる。

3. 家庭科の学習経験と生活技能

家庭科の学習経験と生活技能の関連に関する研究報告⁵⁾によると、家庭科の学習効果における肯定群と否定群による家庭の仕事の実践度の調査である。家庭科の学習効果に関し、「たくさんある」「すこしある」と回答したグループを肯定群、「あまりない」「ない」と回答したグループを否定群とし、2群間で家庭の仕事の「いつもする」「ときどきする」と回答した子どもの割合の比較がなされている。家庭の仕事18項目において「できる」「わかる」「気づく」「考える」の学習効果をみていくと、いずれの場合も家庭科の学習効果を認めている子どもの実践率が高くなっている。「できる」「わかる」「気づく」「考える」における家庭科の学習効果の認知と家庭での実践との関連が明らかになった。①家庭における仕事の実践と関わって最も認知されやすいのは「できる」であること、②食生活にかかわる仕事の実践が家庭科の学習効果の認知に影響を及ぼしやすいこと、③学年進行にともなって家庭における実践が学習効果の認知に及ぼす影響が希薄になっていくことなどについて確認されている。

この研究結果から、子どもの生活力育成は児童・生徒の家庭科の学習効果の実感に関わっていると考える。家庭の仕事において、家庭科の学習効果を認めている子どもの実践率が高いという結果が明らかとなっている。このことから、児童・生徒が「できる」という体験を中心に、家庭科の学習効果を感じることができるよう授業を展開していくことが重要であると考えられる。

4. 生活力育成をめざした学習指導

以上の先行研究結果から、子どもの生活力育成をめざした学習指導において次の4つの重要な観点が挙げられる。①子どもの家事作業への主体性の育成、②具体的な実践方法の認知、③家族が子どもに過度の助力をしないようにすること、④児童・生徒へ家庭科の学習効果を実感させることである。これらの観点をふまえて、家庭科の学習指導を実践することにより、子どもたちの生活力は育成されていくと考えられる。

5. 小学校新学習指導要領「家庭」の目標・内容

小学校新学習指導要領の「家庭」の目標は、以下の3点について改善が図られている。

- ア これまでの「家庭生活への関心を高める」を、「家庭生活を大切にすることをはぐくみ」とした。このことは、家庭生活への関心を高めるとともに、衣食住などの生活の営みの大切さに気付くことを重視して、表現を改めたものである。
- イ これまでの「生活を工夫しようとする実践的な態度」を、「生活をよりよくしようとする実践的な態度」とした。生活をよりよくしようと工夫する能力と実践的な態度を重視して、表現を改めたものである。
- ウ 学習指導要領全体の記述と統一を図る視点から、これまでの「基礎的な知識と技能」を、「基礎的・基本的な知識及び技能」と表現を改めた。

これらの点から、現行の「衣食住などに関する実践的・体験的な活動を通して、家庭生活への関心を高めるとともに日常生活に必要な基礎的な知識と技能を身に付け、家族の一員として生活を工夫しようとする実践的な態度を育てる。」⁶⁾という「家庭」の目標から、「衣食住などに関する実践的・体験的な活動を通して、日常生活に必要な基礎的・基本的な知識及び技能を身に付けるとともに、家庭生活を大切にすることをはぐくみ、家族の一員として生活をよりよくしようとする実践的な態度を育てる。」へと改善が図られた。

家庭科の内容の構成については、中学校技術・家庭科の内容との系統性や連続性を重視し、生涯にわたる家庭生活の基盤となる能力と実践的な態度を育成する観点から、これまでの(1)「家庭生活と家族」、(2)「衣服への関心」、(3)「生活に役立つ物の製作」、(4)「食事への関心」、(5)「簡単な調理」、(6)「住まい方への関心」、(7)「物や金銭の使い方と買物」、(8)「家庭生活の工夫」という8内容から、「A 家庭生活と家族」、「B 日常の食事と調理の基礎」、「C 快適な衣服と住まい」、「D 身近な消費生活と環境」という4内容となった。

次に、各学年の内容の記述について、新現行の学習指導要領解説の比較を行う(表1)。

新しく加わっている内容は、A(1)自分の成長と家族の「ア 自分の成長を自覚することを通して、家庭生活と家族の大切さに気付くこと。」、B(1)食事の役割の「ア 食事の役割を知り、日常の食事の大切さに気付くこと。」、B(2)栄養を考えた食事の「ア 体に必要な栄養素の種類と働きについて知ること。」、D(2)環境に配慮した生活の工夫の「ア 自分の生活と身近な環境とのかかわりに気付き、物の使い方などを工夫できること」の4点である。

次に、記述の改善をみる。A(2)家庭生活と仕事のアでは「自分の分担する仕事を工夫すること」から「自分の分担する仕事ができること」へと変わっている。イでは「生活時間の有効な使い方を考え」から「生活時間の有効な使い方を工夫し」となっている。A(3)家族や近隣の人々とのかかわりのイでは「近隣の人々との生活」から「近隣の人々とのかかわり」となっている。また、「自分の家庭生活について環境に配慮した工夫」から「自分の家庭生活の工夫」となっている。B(1)食事の役割のイでは「楽しく食事ができること」から「楽しく食事をするための工夫をすること」となっている。B(2)栄養を考えた食事のウでは「1食分の食事」から「1食分の献立」となっている。B(3)調理の基礎のアでは「調理に関心をもち」という表現が付け加えられている。また、「分量が分かり」から「分量を考え」となっている。イでは「仕方が分かること」、「盛り付けや配膳を考え」から「適切にできること」となっている。C(1)衣服の着用と手入れのアでは「衣服に関心をもち」という表現が付け加えられている。また、「日常着の着方を考えること」から「日常着の快適な着方を工夫できること」となっている。C(2)快適な住まい方のアでは「住まい方に関心をもち」という表現が付け加えられている。また、「整理・整とんや清掃を工夫すること」から「整理・整頓や清掃の仕方が分かり工夫できること」となっている。イでは「季節の変化に合わせた生活の大切さが分かり」という表現が付け加えられている。また、「身の回りを快適に整えるための手立てや工夫を調べ」という記述が削除され、「気持ちよい住まい方を考えること」から「快適な住まい方を工夫できること」へと変わっている。C(3)生活に役立つ物の製作のアでは、「形などを工夫し」という表現が付け加えられている。イでは「また、ミシンを用いて直線縫いをすること」と最後に記述されていたミシン縫いが「手縫いや、ミシンを用いた直線縫い」と手縫いと同じくらいミシン縫いを重視する記述となっている。また、「目的に応じた簡単な縫い方を考えて製作できること」から「目的に応じた縫い方を考えて製作し、活用できること」となっている。D(1)物や金銭の使い方と買物のアでは「物や金銭の大切さに気付き」という表

表1 現行と新小学校指導要領解説 家庭編 比較表

新学習指導要領項目	新解説頁	新解説記述	現行解説記述	現行解説頁
A(1) 自分の成長と家族	21	ア 自分の成長を自覚することを通して、家庭生活と家族の大切さに気付くこと。		
A(2) 家庭生活と仕事	23	ア 家庭には自分や家族の生活を支える仕事があることが分かり、自分の負担する仕事ができること。 イ 生活時間の有効な使い方を工夫し、家族に協力すること。	ア 家庭には自分や家族の生活を支える仕事があることが分かること。 イ 自分の負担する仕事を工夫すること。 ウ 生活時間の有効な使い方を考え、家族に協力すること。	22
A(3) 家族や近隣の人々とのかかわり	26	イ 近隣の人々とのかかわりを考え、自分の家庭生活を工夫すること。	(8)近隣の人々との生活を考え、自分の家庭生活について環境に配慮した工夫ができるようにする。	57
B(1) 食事の役割	31	ア 食事の役割を知り、日常の食事の大切さに気付くこと。 イ 楽しく食事をするための工夫をすること。	オ 盛り付けや配膳を考え、楽しく食事ができること。	41
B(2) 栄養を考えた食事	33	ア 体に必要な栄養素の種類と働きについて知ること。 ウ 1食分の献立を考えること。	イ 1食分の食事を考えること。	36
B(3) 調理の基礎	36	ア 調理に関心をもち、必要な材料の分量や手順を考えて、調理計画を立てること。 イ 材料の洗い方、切り方、味の付け方、盛り付け、配膳及び後片付けが適切にできること。	ア 調理に必要な材料の分量が分かり、手順を考えて調理計画を立てること。 イ 材料の洗い方、切り方、味の付け方及び後片付けの仕方が分かること。 オ 盛り付けや配膳を考え、楽しく食事ができること。	41
C(1) 衣服の着用と手入れ	45	ア 衣服の働きが分かり、衣服に関心をもって日常着の快適な着方を工夫できること。	ア 衣服の働きが分かり、日常着の着方を考えること。	27
C(2) 快適な住まい方	48	ア 住まい方に関心をもって、整理・整頓や清掃の仕方が分かり工夫できること。 イ 季節の変化に合わせた生活の大切さが分かり、快適な住まい方を工夫できること。	ア 整理・整とんや清掃を工夫すること。 イ 身の回りを快適に整えるための手立てや工夫を調べ、気持ちよい住まい方を考えること。	48
C(3) 生活に役立つ物の製作	52	ア 布を用いて製作する物を考え、形などを工夫し、製作計画を立てること。 イ 手縫いや、ミシンを用いた直線縫いにより目的に応じた縫い方を考えて製作し、活用できること。	ア 布を用いて製作する物を考え、製作計画を立てること。 イ 形などを工夫し、手縫いにより目的に応じた簡単な縫い方を考えて製作できること。また、ミシンを用いて直線縫いをする。	31
D(1) 物や金銭の使い方と買物	59	ア 物や金銭の大切さに気付き、計画的な使い方を考えること。 イ 身近な物の選び方、買い方を考え、適切に購入できること。	ア 物や金銭の使い方を自分の生活とのかかわりで考えること。 イ 身の回りの物の選び方や買い方を考え、購入することができること。	53
D(2) 環境に配慮した生活の工夫	62	ア 自分の生活と身近な環境とのかかわりに気付き、物の使い方などを工夫できること。		

現が付け加えられている。また、「物や金銭の使い方を自分の生活とのかかわりで考えること」から「計画的な使い方を考えること」となっている。イでは「身の回りの物」から「身近な物」となっている。また、「購入することができること」から「適切に購入できる」となっている。

これら内容の記述の改善から、これまで以上に実践を重視していることがうかがわれる。これまでは、「分かる」や「考える」に留まっていた内容が、「できる」や「工夫する」というように実践に移すことまでが内容に含まれるようになっていく。また、衣・食・住を中心とした家庭生活への関心を高めること、生活の営みの大切さに気付くことが重視されている。

6. 新学習指導要領と生活力育成

最後に、先に述べた4つの生活力育成の観点から新学習指導要領について検討する。4つの観点とは、①子どもの家事作業への主体性の育成、②具体的な実践方法の認知、③家族が子どもへの過度の助力をしないようにすること、④児童・生徒へ家庭科の学習効果を実感させることである。子どもの家事作業への主体性を育むため、また家庭科の学習効果を実感するためには、「できた」と感じるができる体験を重ねることが大切であると考える。これまでは「してもらおう自分」という認識だった子どもが「できる自分」という認識に変わること、家庭でもやってみよう、日常生活の中でもやってみようという気持ちが芽生えるのではないだろうか。この「できる」という体験は、新学習指導要領解説の改訂においても強調されている内容である。家族が子どもへ過度の助力をしないようにすることに関しては、子どもには自分自身も家族の一員であるという自覚を持たせることで、家庭の仕事を手伝う態度や家族に協力しようとする意欲を高めること、また、保護者については、子どもが家庭科の授業で学習した知識や技能を家庭でも繰り返し学習したり、日常生活において活用できるように連携を図ることが重要である。家庭と学校が連携を図るためには、家族が家庭科学習の意義や内容を理解し、家庭と学校とが同じ意識のもとで子どもたちの生活力を育成していかなければならない。以上のことについても、新学習指導要領解説に記述がなされている。このことから学習指導要領の改訂は、子どもの生活力育成のための課題に対応した的確な変更であったといえる。よって、この新学習指導要領解説に基づき、日常生活における課題を解決する具体的な方法を取り入れながら家庭科の学習を展開することで、子どもたちの生活力は育まれていくと考える。

Ⅲ 自己肯定感

1. 家庭科におけるガイダンス的な内容と自己肯定感

中学校学習指導要領の改訂により、「技術・家庭」家庭分野における「A 家族・家庭と子どもの成長(1)自分の成長と家族」に、ガイダンス的な役割が期待されるようになった。中学校新学習指導要領解説技術・家庭編に「小学校家庭科の学習を踏まえて、中学校3学年間の学習の見通しをもたせることをねらいとしている」⁷⁾とあるように、中学校家庭科そのものの導入部分の役割を担っていると捉えることができよう。導入やその題材は、その後の展開に続く学習を特徴づけたり方向づけたりする大切な役割を持っている。したがって、「A 家族・家庭と子どもの成長(1)自分の成長と家族」のガイダンスの内容について考察することの意味は大きいと考えられる。

「技術・家庭」家庭分野の目標は「衣食住などに関する実践的・体験的な学習活動を通して、生活の自立に必要な基礎的・基本的な知識及び技術を習得するとともに、家庭の機能について理解を深め、これからの生活を展望して、課題をもって生活をよりよくしようとする能力と態度を育てる。」である。

大曲ら⁸⁾は、中学校技術・家庭科家庭分野においてセルフエスティーム育てることを核にカリキュラムを作り実践した結果から、「生徒の『よりよくしていこう』という行動性を促す一要因に、高いセルフエスティームを維持することがあげられる。」と述べている。また、「肯定的な自己イメージをもつ子どもは、自分とうまくやれることを期待し、目標達成に向けて積極的に行動するので、その努力が報われることが多い」とも述べていることから、自己肯定感が内発的な動機付けや学習意欲にプラスの方向で大きく関連することが考えられる。

ガイダンス的な内容に自己肯定感やセルフエスティームを育むための内容を導入することは、技術・家庭科家庭分野の目標にある「課題をもって生活をよりよくしようとする能力や態度」に大きく貢献すると考えられる。本研究の目的は、技術・家庭科家庭分野の授業で自己肯定感について扱っている事例を振り返り、ガイダンス的な内容に自己肯定感を育む視点を提供することである。

2. 事例「体験的学習を組み入れた総合的なまとめ学習—夢ある家族未来像と自己肯定イメージを—」⁹⁾ (1999年)

- (1) 対象と時期 中学校1年生144名 1999年3月
- (2) 授業形態 「家庭生活」領域の最後に、体験的学習（イメージワーク・絵図技法）を取り入れ、総合的な学習が試みられている。また、T・T方式が取り入れられている。
- (3) 学習過程
 - ①イメージワークを取り入れ、感覚を生かす。
 - ②自分の成長を振り返り、家族との楽しかった思い出をイメージ絵で表現する。
 - ③二人組みになり、②について聞き手、話し手のやり取りワークを行う。
 - ④夢や希望を踏まえた家族未来像をイメージ絵で表現する。
 - ⑤グループをつくり、④について聞き手、話し手のやりとりワークを行う。
 - ⑥構成的エンカウンター、自己肯定ワークを行う。
 - ⑦自己肯定イメージを絵で表現し、家族に一言手紙を書く。
 - ⑧「家庭生活」領域全体を振り返り、感想をまとめる。

(4) 考察

イメージワークとして、目をつぶり教師の言葉に意識を集中することで、イメージを意識的にみつめる機会となっていた。その中で、未来の家族像を具体的にイメージしたり、未経験のことをイメージすることができ、自分の可能性が引き出されていくことの体験ができたことと推察される。

絵図技法では、特に家族未来像と自己肯定イメージの絵図が効果的であった。家族未来像の絵図では、その過程でイメージを膨らませ、絵の中での家族の成長とともに、自己の成長があることを感じ取っていた。自己肯定イメージの絵図では、他者から認められた自分の良さに気づけたようであった。

聞き手、話し手のやりとりワークと自己肯定ワークについては、イメージワークと絵図技法を結び付けることに有効であり、生徒は、各々違ったイメージ体験があることを知ることで、それらを受け入れ合い、認め合う人間関係を体験することが、自己の肯定につながったようである。

本事例は、技術・家庭科家庭分野における「家庭生活」の最後の締めくくりとして、実施された授業である。実際3月に行われていることから、新学習指導要領が求めるガイダンス的な内容に直接用いることは難しい。それは、2人組になり互いにやり取りを交わす活動が、入学直後の段階でどの程度のレベルまで実現可能かというところに課題がある。表面上は実現できたかのように見えても、まだ会って間もない時期であり、とまどうことは十分に予想できる。

しかし、イメージワークは、家族や自分に関するイメージをふくらませることに効果的であり、それを絵図や言葉で表現していく活動は、将来の家族像に関わる現在の家族像や、自己をみつめなおす機会となると考えられる。本事例の報告には、イメージワークの詳細は記載されていないが、重要なことは、自らの成長をイメージさせる時に家族の支援が不可欠であったことに触れることであり、そのことにより自己と家族の関連性に気付くことができるのではないだろうか。

3. 事例「新中学校指導要領の技術・家庭科家庭分野におけるカリキュラムの編成と学習材の開発と適用—「B 家族と家庭生活」の学習を通して人間関係力と生きる力の育成を図る—」¹⁰⁾ (2002年)

- (1) 対象 中学生1年生
- (2) 授業構想
家庭分野における三年間を見通したカリキュラムの編成と体験的参加型学習を通して獲得される知の系統化によって、人間関係力や生きる力が育成されると考え、その学習材の開発と適用について考察されている。三年間を通して、自分を大切にするセルフエスティームを育てることからはじめ、自分、家族、地域・社会とコミュニティを徐々に広げながら、それらに参加していく共生の心を育てるという方向付けのもとで活動が進められている。
- (3) 学習過程
 - ①第一学年 「自分の成長と家族や家庭生活とのかかわりについて考えさせる」ことについて、主に「自分の成長」について振り返るために、「自分自身をみつめる—あなたは良いセルフイメージを持っていますか」という学習材を用いた。良いセルフエスティームを持つことは、自分自身を大切にする心を育てることであり、自分と家族との関係について、肯定的にとらえることができる自他尊重の心を育てることにもつながる、としている。
 - ②第二学年 「家族関係をよりよくする方法」に重点をおいた学習材が用いられ、生徒がよりよい家族関係を

築いていくために、効果的にコミュニケーションできるスキルの習得を目指すものである。特に、相手の意見を聞き入れ、自分の言いたいことを攻撃的ではなく、積極的に伝えていく自己主張能力の習得が大切であるとしている。

③第三学年 第三学年の学習は、不要になった衣類のリフォームを通して環境保全を考え、地域に貢献するといった内容であり、自己肯定感やセルフエスティームに関係した題材とはいえないため、今回は略す。

(4) 考察

第一学年で用いられた学習材は、「1.あなたのセルフイメージはどのようにしてつくられますか。2.あなたはあなた自身をどのように感じ、どう見ているでしょうか。あなたの長所を10書き出して見ましょう。3.あなたは自分のどんなところをなおしていきたいですか。3つあげましょう。4.先週、自分が他人にしてあげたことを2つ思い出してみましょう。5.次の(1)・(2)の場合、傷ついた心を元に戻すにはどうしたらよいでしょうか。(1)または(2)の何れかを小集団で選び、話し合ひましょう。(その後、あなたならどうしますか。と、小集団で話し合った内容は?といった項目が並ぶ。)あなたはどのようなセルフイメージを持ちたいですか。あなたが今日の学習で学んだことは何ですか。」という流れで構成されている。

この流れの意図は、まず自らを自らの目で見直し、文字で残すことで、自らを相対的にとらえる。次に、小集団という少しワイドなものに視点を移し、自身が取る対応と他者が取る対応の共通点・相違点の発見から小集団として学んだことを書き出すことで、他者と自己の相互関係から生まれた意見に行き着く。そして最後のまとめでは、人間関係に関連した、目指すセルフイメージが出来上がるのである。

4. 事例『『自分をみつめる』授業—保育学習の導入として—』¹¹⁾ (1997年)

(1) 対象 高校生 時期不明

(2) 授業展開

①あなたは自分のことをどれだけ知っているだろうか。(10項目の刺激文を用意し、それに続く文を書く活動)

②あなたはこの人物に対してどのようなイメージを持ちましたか。

(他の生徒に書いてもらう。誰の文なのかは明かさない。)

③①を書いた本人に戻し、それを読んだ感想を書く。

(3) 考察

他人が自分の長所を見つけてくれるという方法は、他人から見た自分と、自分が見た他人の双方を経験することで、互いに長所を見つけ合うことができ、自己の受容や自己の客観視を体験する機会を与えたと考えられる。個性をみつめるという心理学的な手法が活用されているが、授業という制約された時間で大勢の生徒対象の難しさがある。

5. まとめ

自己を肯定的にとらえるには、自らを見つめなおすこと、自らの成長を振り返ることという2つのアプローチがあると考えることが出来る。双方とも、イメージワークやプリントへの記述、イメージを絵図で表現するなどの技法がとられていることがわかった。ガイダンス的な内容を考慮すると、自らのイメージを豊かにし、そこから肯定感を得ようというスタンスのイメージワークが有効なのではないだろうか。またイメージワークは、家族ありきの今の自分を見つめることに効果的な活動であると考えられることができる。道徳やレクリエーションではなく、技術・家庭科家庭分野であるのだから、技術・家庭科家庭分野で自己肯定感を扱う際、家族との関連は切っけ離せないであろう。

これまで、自己肯定感が内発的な動機付けや学習意欲にプラスの方向で大きく関連するという特徴は、ガイダンス的な内容に適切なのではないかと思ひ、考察をしてきた。

授業実践事例では、自己肯定感をキーワードにその習得を目指していたが、自己肯定感の習得状況についてはあいまいな記述が多く、その習得の程度や成果などが明確に記述されてはいなかった。自己肯定感を測る基準作りは、授業の成果と課題を示す上で重要なのではないだろうか。また、自己肯定感が内発的な動機付けや学習意欲をもたらすメカニズムについて明らかにすることも必要ではなからうか。

IV 環境に配慮した生活をめざす教育

昨今、国際規模の環境破壊の懸念から積極的な持続可能な社会をめざした活動が求められ、広がりを見せている。環境に優しい生活に関心を持ち主体的に取り組もうとすることはこれからの重要な課題であり、学校教育全

体で、また、一人ひとりが主体的に行動できる生活者を育てる家庭科でも実践がされている。

1. 環境教育の取り組みと変遷

文部省は、環境教育の指導内容を一層充実させるために、新しい時代に対応した環境教育の推進を目的とした「環境教育指導資料（1991, 1992）」を発行した。環境教育の目標¹²⁾が以下のように記されている。

環境や環境問題に関心・知識を持ち、人間活動と環境とのかかわりについての総合的な理解と認識のうえに立って、環境の保全に配慮した望ましいはたらきかけのできる技能や思考力、判断力を身につけ、よりよい環境の創造活動に主体的に参加し、環境への責任ある行動がとれる態度を育成する。

また、実施に当たって重視する視点として「総合的であること」「目的の明確化」「体験の重視」「地域に根ざし、地域から広がる」の4点をあげ、人と人・人と環境とのかかわりについての理解を深め、日常生活や社会活動全般に反映させることの必要性を指摘している。なお、2007年には環境教育に関する国際的動向や今日的課題を踏まえて、大幅な改訂が加えられた「環境教育指導資料（小学校編）」¹³⁾が発行され、一層の推進が求められている。

2. 家庭科における環境教育

家庭科のねらいは実践的・体験的な学習活動から自分の身の回りのことや社会、家庭生活においての問題を主体的に解決できる知識、技能、態度の育成である。これは環境教育のねらいである「課題解決の意欲、能力、技能の育成」、「主体的な取り組み」、「身近な問題に眼を向け、身近な活動から始める」、「体験的な活動の重視」といった内容を担う要素を十二分に持っており、以下の表2に示す「小学校家庭科で進める環境教育」¹⁴⁾（1994）の事例にも明確に現われている。

表2 「小学校家庭科で進める環境教育」（1994）に掲載されている事例の要約

被服	洗濯を通して節水や洗剤による水質汚染などの問題を考えることができ、また衣服の再利用や服の着脱で室内温度の設定を考えることを学ぶことが出来る。
食物	食そのものに焦点を当てるのではなく、自ら調理し食べるという経験を重視し、衛生面や安全面も含めた環境への興味・関心を高めることを目的とする。
住居	ゴミの分別やリサイクル活動などの清掃活動から、自分の町を良く知り住みよい町作りや地域の人々のふれあいを重視する。

上記3項目における環境教育の内容は、環境への関心・配慮と環境に配慮した生活の実践・技能といった能力の育成をねらいに定めている。学習活動も体験を重視し、生活に即した内容が展開されている。その重要性を宇野ら¹⁵⁾は次のように述べている。

いまや学校と家庭・地域（社会）が協働して教育力を高め、そのなかで子どもたちを育てることがもめられている。子どもたちが体験をとおして身近な生活を見つめるところから住宅・地域・社会・自然環境・地球環境・人間への理解が広がっていくこと期待する住まい・環境教育は、とくにそのような協働の契機となる課題が多い。

学校から家庭や地域（社会）への課題が投げかけられ、子どももおとなも参加して家庭や地域（社会）が応答する。そのくりかえしによって学校だけでは難しい体験的な学習が可能となる。

環境への意識の育成を図るには自分自身の問題として考える必要があり、そのためには児童にとって切実感や必要性がなければならない。だからこそ児童の生活や実態に即して進める必要がある。そして学校で学んだものを生活に実践できてこそ「生きる力」となり、それが環境教育の一步ともなる。学校・家庭・地域の協力により相乗効果で環境教育はさらに飛躍をする。そのためにも家庭科の役割は大きいと考える。

3. 新学習指導要領からみる家庭科における環境教育

学校・家庭・地域との連携のもと環境教育を行うことで、主体性や社会性を身につけ環境に配慮した意識・態度・技能の育成を図ることが望ましいと考えられる。しかし「授業時間数」「資料」「教師側の知識」などの不足があり、家庭科で環境教育を行うにはまだ難しい点が多い。

一方、新小学校学習指導要領の「家庭」では表3に示すように、現行の「7) 物や金銭の使い方と買い物」「8) 家庭生活の工夫」の項目を統合して「D. 身近な消費生活と環境」とし「環境教育」が明確化された。ここでは主体的に生きる消費者を育む視点が重視され、環境に配慮した物の活用を含めた学習を踏まえている。これにより衣食住にとどまらず「消費生活」を含めた家庭科における環境教育を行うこととなる。妹尾らの住まい・住環境に関する教育研究の動向分析の研究¹⁶⁾においても、多様化する住宅問題との関わりから、消費者教育に関連した住環境教育は学校教育のみならず社会教育・成人教育の可能性と要求は低くなく、今後重要になると述べている。このことで、より環境教育の幅と質が高まることは間違いないであろう。

表3 小学校学習指導要領の家庭科学習内容項目の比較

現行学習指導要領	新学習指導要領
1) 家庭生活と家族 2) 衣服への関心 3) 生活に役立つ物の製作 4) 食事への関心 5) 簡単な調理 6) 住まい方への関心 7) 物や金銭の使い方と買い物 8) 家庭生活の工夫	A. 家庭生活と家族 B. 日常の食事と調理の基礎 C. 快適な衣服と住まい D. 身近な消費生活と環境

なお、現行と新学習指導要領の相違点としてあげられるのが以下の点である。

- ・現行では「1)～7) 全てを生かして総合的に環境教育を行う」としているが、新学習指導要領では「BとCの内容と関連させ実践的な学習を展開する」というように記述している。
- ・現行では「地域活動への参加を促すものではない」としたが、新学習指導要領では「環境に配慮した地域の取組にも関心をもち、進んで協力できるようにする」としている。
- ・現行学習指導要領：自分の生活と近隣の人々とのかわりに気づき、環境に配慮した工夫ができること。
新学習指導要領：自分の生活と身近な環境とのかわりに気づき、物の使い方などを工夫できること。
これらの記述から、環境配慮生活に消費教育を加えた変化が伺える。

4. 今後の展望

馬場らの研究¹⁷⁾では、学校間で「住まいと環境の教育の重要度」は高く、その理由として、「衣食とともに生活の基本」「地域のことと関係が深い」「児童の将来の生活に関係がある」などをあげており、「地域やまちに目を向けた住まいや環境の学習効果」については「環境を改善しようとする態度が身につく」「社会性が身につく」「親・地域の環境への関心、意識向上への契機となる」と考え、児童への教育が地域の環境改善の取り組みへ広がるものとして捉えていると述べている。

このように教師側の環境配慮への意識が高まりをみせ、学校・家庭・地域の協力により相乗効果でさらに環境に配慮する知識や技能は高まるであろう。環境悪化が叫ばれる現代では環境に配慮した生活が求められ、その生活方法の学習は全て家庭科に関連する。家庭科で学んだものを生活に実践できてこそ「生きる力」となり、それが環境教育の一歩ともなる。そのためにも家庭科の役割は大きいと考え、より一層の進歩が望まれる。

V 住生活の自立

教師・生徒は家庭科の学習でどの領域が「得意である・好き」としている割合が高く、どの領域が「得意ではない・苦手」としている割合が高いかを調査した研究¹⁸⁾によると、「食生活」、「保育」の領域では「得意である・好き」とする教師・生徒が多く、逆に「住生活」、「衣生活」の領域で「得意ではない・苦手」とする教師・生徒が多いことがわかった。このことから、特に教師・生徒の「得意ではない・苦手」とする割合が高かった、住生活領域について考察する。

1. 高等学校「住居領域」の教育内容・方法の検討¹⁹⁾²⁰⁾

過去に行われた研究や実践の成果を用いて、高等学校家庭科で授業実践したものである。第1報では授業案として、導入(0.5時間)、①家族と住居(2.5時間)、②住空間計画(3時間)、③高齢者と住環境(2時間)、④地

域の環境とまちづくり・まとめ(6時間)の計14時間で授業実践を行い、第2報では生徒による授業評価として、生徒の授業に対する興味・関心、楽しさや有益性の評価を行っている。

この事例では、高齢者の疑似体験やフィールドワーク、専門家からのアドバイスを受けられるという特徴があった。実際に高齢者の疑似体験やフィールドワーク、専門家の人のアドバイスを受けられるという機会は少ないことから、教具や専門家の協力が得られるのであれば生徒にとって興味・関心につながりやすい授業になるのではないかと思う。また、この授業案は今回改訂された学習指導要領において、「災害」に関連した学習内容として使用できると考える。

2. 学校教育における住居領域の教材開発研究(I)ーコンピュータを使った中規模住宅の住み方演習教材の組み立て²¹⁾

この研究は、学習者に教育内容をイメージさせることが難しいとされている住居領域の授業において、情報機器・コンピュータを取り入れ中規模住宅の住み方演習教材の開発を行ったものである。

ほとんどの生徒が使ったことのあるコンピュータを使うのは新しい方法であり、対象物をイメージさせやすいと考える。しかし、生徒の中にはコンピュータの操作にあまり慣れていない生徒もいると考えられるため、内容が高度になりすぎると授業についていくのが難しいのではないかと考える。

3. 中学校新学習指導要領解説にみられる住生活の指導上の留意点

現行と新学習指導要領解説にみられる住生活内容に関する記述の比較を表4に示す。

現行学習指導要領と新学習指導要領の解説の違いとして、現行学習指導要領では扱われなかった平面図など住空間に関する学習内容がみられる。また、現行学習指導要領においては「安全」が記されているが、新学習指導要領においては、安全に関連して「災害」「健康」の記述が加えられており、住生活における「安全」に関する学習の充実が図られている。

表4 中学校現行と新学習指導要領解説技術・家庭編の家庭分野における住生活の記述

現行学習指導要領	新学習指導要領
室内の空気調節、通風、換気、汚れに応じた清掃と手入れの方法、室内の安全などのいずれかに重点を置いて取り扱うようにする。	中学校では、安全に重点を置いた室内環境の整え方について扱うこととする。
住空間の計画や平面図の検討は行わない。	住空間を想像できるように簡単な図を用いるなどして、具体的に考えられるようにする。
室内の安全については、家庭内で起きる事故の種類とその原因を知り、防ぎ方や安全管理の仕方を理解し、安全な住まい方の工夫を考えることができるようにする。	室内の安全については、自然災害を含む家庭内の事故やその原因について考え、災害への備えや事故の防ぎ方などの安全管理の方法が分かり、安全な住まい方の工夫ができるようにする。
室内の空気調節については、温度、湿度、気流などの条件がかかわっていることを知り、自然を上手に利用したり、施設・設備を適切に使用したりして、快適な室内環境を調節する方法を理解し、よりよい住まい方の工夫ができるようにする。	室内の空気調節については、小学校での快適な室内環境の整え方の学習を踏まえ、化学物質、一酸化炭素、カビ、ダニなどによる室内空気の汚染が人の健康に影響を及ぼすことなどから、室内の空気を清浄に保つことの大切さが分かり、快適な室内環境を整えるための工夫ができるようにする。

4. 住生活の内容の考察

なぜ住生活領域は衣食住生活領域の中で授業実践例が少なく、また教師や生徒が「得意ではない・苦手」としている割合が高いのかについて考察する。

「住居領域の効果的指導」²²⁾には、「建築学は古代エジプトの時代からひらけてきた。それに対し、住居学は戦後の学問といわれているが、住居学に関しては、西山卯三氏などが戦前から『すまい』ということ述べ、建築学だけではユーザーの立場が抜けていることを強調してきたが、住居学として発展してきたのは第2次世界大戦以降のことである。」、また、「住居学は、建築学という非常に古い母体の上にある学問ではあるが、歴史的にはまだ新しいので、住教育の在り方、中身の取り上げ方、位置づけ、教育する人材、時間数、小・中・高等学校との関連など、あげればきりがなく、いろいろな問題点が残されている。」と述べられている。

これらのことから、住生活領域は衣生活領域・食生活領域と異なり内容によってはプライバシーの問題がかかわって来たり、実験・実習の難しさ、指導書や実践例が少ないこと、普段から住生活領域の内容に関してあまり考えない（意識していない）といったことなどにより、住生活領域に対して教師・生徒は「わかりにくい」と感じ、それが「得意ではない・苦手」につながっているのではないかと考えられる。また、現在においても上記にあげられている問題点の多くがまだ解決されておらず、住生活領域の学習に関する研究の必要性は高い。

上記の問題点をもとに、学校での授業ではどのような視点からの学習が考えられるかを「住環境リテラシーを育む」²³⁾から検討する。妹尾は高校の教科書の分析を行い、①地球環境への配慮、②自然環境との共生、③安全・安心・健康、④人と人との共生、⑤文化の継承、⑥参加・参画 という6つの視点に学習内容を整理している。

また、「住環境教育とは、住まいだけでなく、地域・まちへと、学習対象に広がりを持ち、物的環境だけでなく、自然環境、社会環境、人間環境をも含むもので、環境、福祉、文化などの総合的学びを構想していくふさわしいテーマのひとつとなっている。」と述べられている。教師や生徒の中には「住生活」が得意ではない・苦手と思っている割合も高いが、住生活の授業内容を家庭科の中で他の領域（高齢者、環境など）の内容と関連させて指導することにより、教師にとっては教材の多様な活用ができ、実践的・体験的な学習も導入しやすくなり、生徒の興味や意欲の向上につながると考えられる。

Ⅵ 布を用いた製作実習

新学習指導要領における中学校「技術・家庭」（家庭分野）の目標は、「衣食住などに関する実践的・体験的な学習活動を通して、生活の自立に必要な基礎的・基本的な知識及び技術を習得するとともに、家庭の機能について理解を深め、これからの生活を展望して、課題をもって生活をよりよくしようとする能力と態度を育てる。」であり、実習や体験学習が重視され、生徒自身が体験することによって習得していくことが求められている。現行学習指導要領では選択項目である布を用いたものの製作実習が新学習指導要領では必修項目に位置づけられ、衣生活における実践的・体験的な学習活動として、布を用いたものの製作実習の重要性が再認識されたと考えられる。そこで、布を用いたものの製作実習の実習題材について、現行の教科書の実習題材の検討をふまえて提案したい。

1. 現行教科書における布を用いた製作実習に関する記述

現在使用されている中学校「技術・家庭」家庭分野教科書において布を用いたものの製作に関する記述を抽出し、比較・検討を行った。なお、小学校での学習内容を把握し、重複しないようにするため、小学校「家庭」の教科書分析も行った。教科書別に布を用いた製作に関する記述を抽出して表5から8に示す。

(1) 小学校T社「家庭」教科書²⁴⁾

表5-1 製作に関する基礎知識

製作の手順 (計画・準備・製作・仕上げ・片付け・振り返り)
型紙を作る
しるしつけ
布の裁ち方
いろいろな布とその特徴
織物の方向と伸び方の違い
布の方向とみみ
アイロンの使い方
布はしの始末 (ピンキング・フリンジ・かがり縫い・二つ折り・三つ折り縫い)

表5-2 縫い方の基礎知識

手縫い	一本どり、二本どり	
	玉結び	
	玉止め	
	縫いとり	
	なみ縫い	
	本返し縫い	
	半返し縫い	
	糸こき	
	かがり縫い	
	しつけ	
	ボタンつけ	
	待ち針の打ち方	
	ミシン縫い	直線縫い
		角の曲がり方
返し縫い		

表5-3 ミシンの使い方

針のつけ方
下糸の巻き方
下糸を入れる(ポビンケース有・無)
上糸をかける
下糸を出す
縫い始め、縫い終わり
糸の調節
ミシンの各部の名称
縫い目の大きさの調節

表5-4 製作実習事例

ワッペン
ポットカバー
マグネット
ネームプレート
ランチョンマット
エプロン
ナップザック
クッションカバー
ミニトートバッグ

(2) 小学校 K 社「家庭」教科書²⁵⁾

表 6—1 製作に関する基礎知識

製作の手順 (計画・準備・製作・使う・振り返り)
型紙を作る
しるしつけ
布の裁ち方
織った布・編んだ布
織物の方向と伸び方の違い
布の方向とみみ
アイロンの使い方
布はしの始末 (ピンキング・フリンジ・かがり縫い・二つ折り・三つ折り縫い)

表 6—2 縫い方の基礎知識

手縫い	一本どり, 二本どり
	玉結び
	玉止め
	縫いとり
	なみ縫い
	本返し縫い
	半返し縫い
	かがり縫い
	ボタンつけ
	待ち針の打ち方
ミシン縫い	直線縫い
	角の曲がり方
	返し縫い

表 6—3 ミシンの使い方

針のつけ方
下糸の巻き方
下糸を入れる (ボビンケース有・無)
上糸をかける
下糸を出す
縫い始め, 縫い終わり
糸の調節
ミシンの各部の名称
縫い目の大きさの調節

表 6—4 製作実習事例

ネームプレート
小物入れ
ティッシュペーパー入れ
ランチョンマット
クッション
ティッシュボックスカバー
ナップザック
手さげぶくろ
ウォールポケット
エプロン
ファスナーつき小物入れ

(3) 中学校 T 社「技術・家庭」家庭分野教科書²⁶⁾

表 7—1 製作に関する基礎知識

布のなりたち (種類)
衣服の構成 (洋服, 和服)
製作の手順 (構成を知る・製作計画を立てる・採寸・型紙を選ぶ・布を選ぶ・用具を準備する・布を裁つ・しるしつけ・縫う・仕上げ)
採寸 (バスト・チェスト・ウエスト・背たけ・着たけ・そでたけ・ヒップ・パンツたけ・また上)
布の幅
布の方向と伸び方の違い
アイロンかけ
縫いしろのはしの処理 (ロックミシン・ジグザグミシン・ふせ縫い・三つ折り縫い・ふくろ縫い)

表 7—2 縫い方の基礎知識

手縫い	スナップつけ
	ボタンつけ
	まつり縫い
ミシン縫い	待ち針の打ち方
	返し縫い
	ふせ縫い
	二度縫い
	割り縫い
	三つ折り縫い
	ふくろ縫い

表 7—3 ミシンの使い方

針のつけ方
下糸を巻く
上糸をかける
下糸を入れる (ボビンケース無)
下糸を引き出す
縫い目の調節
縫い始め, 縫い終わり
角の曲がり方
糸の調節
ロックミシン
布とミシン糸, 針との関係

表 7—4 製作実習事例

ショートパンツ	
プルオーバーシャツ	
はんてん	
応用	ポケットをつける

(4) 中学校 K 社「技術・家庭」家庭分野教科書²⁷⁾

表 8—1 製作に関する基礎知識

衣服づくりの計画 (何を製作するか・デザインを考える・採寸・型紙を選ぶ・材料・用具の準備・裁断・しるしつけ・縫う・仕上げ・着用)
衣服の構成 (和服, 洋服)
採寸 (胸囲・胴囲・腰囲・着たけ・また上・パンツたけ)
型紙の補正
布の方向と布の特徴
型紙の配置
アイロンの使い方
縫い代をわる, 片返し
縫い代の始末 (ジグザグミシン・ロックミシン・ピンキング・二度縫い)

表 8—2 縫い方の基礎知識

手縫い	玉結び
	玉どめ
	まつり縫い
	ボタンつけ
	スナップつけ
	千鳥がけ
	しつけ
ミシン縫い	待ち針の打ち方
	三つ折り縫い
	返し縫い

表 8—3 ミシンの使い方

下糸の巻き方
下糸の入れ方 (ボビンケース有・無)
上糸のかけ方
糸の調節
布とミシン針と糸の関係

表 8—4 製作実習事例

ハーフパンツ	
Tシャツ型シャツ	
ちゃんちゃんこ	
応用	ポケット
	スリット
	えりぐりの変化

(5) 考察

現行の小学校学習指導要領解説家庭編では、布を用いた物の製作に関して「生活に役立つ物を、布を用いて製作することを通して、縫うなどの製作に関する基礎的技能を身に付け、日常生活で役立つことができるようにする。整理・整頓や清掃、買い物に使うもの、遊びに使うもの、家族に贈るものなどが考えられる。」と記述されていたため、小学校家庭科教科書の製作実習事例は、小物が主であり、衣服としてはエプロンのみ記載されていた。

現行の中学校学習指導要領解説技術・家庭編では、選択項目の衣服製作に関して「生徒が衣服に関心を持ち、立体構成による衣服の基本的な構成を知るとともに、目的に応じた簡単な衣服を課題をもって製作することを通して、衣生活を豊かにする態度を育てること。基礎的な縫製技術を習得でき、衣服の構成と身体との関係を理解できる観点から、上衣又は下衣を選定することが考えられる。また、学校及び生徒の実態に応じて、平面構成の基礎が理解できるような、はんでんやゆかたなども考えられる。」と記述されているため、家庭分野の教科書における製作実習事例は、どちらの教科書においても、上衣、下衣、平面構成のすべてが記載されていた。

しかし、新たに改訂された小学校学習指導要領解説家庭編（2008）では、布を用いたものの製作に関する記述として「形などを工夫し布を用いて物を製作することを通して、布や生活に役立つ物の製作に関心を持ち、製作に関する基礎的・基本的な知識及び技術を身に付けるとともに、作る楽しさを実感し、日常生活で活用する能力を育てる。」とされている。

中学校新学習指導要領（2008）では、現行の選択項目としての衣服製作はなくなり、必修項目として布を用いた物の製作とされた。中学校新学習指導要領解説技術・家庭編では「身近な衣服の材料である布を用いた物の製作を通して、自分や家族の生活を豊かにするための工夫ができるようにする。身近な衣服の材料である布を用いた簡単な衣服や小物を製作することを通して、衣生活や住生活を豊かにするための工夫ができるようにする。」「衣服の材料や状態に応じた日常着の手入れができること」「衣服の状態に応じた適切な補修ができるようにする。補修については、例えば、まつり縫いによる裾上げ、ミシン縫いによるほころび直し、スナップ付けなどを取り上げ、補修の目的と布地に適した方法を選び、実践できるようにする。」と記述されている。

以上のことを踏まえると小学校、中学校共通して「布を用いた物の製作」となり、体系的に学びやすくなり、それを踏まえて実習題材を設定することが望ましいと考えた。また、中学校では小学校より発展的に学べるように製作実習題材を設定し、さらに補修についてより重点的に学習できるように配慮した方が良いと考える。

2. 実習題材の検討・提案

これまでのことを踏まえて、中学校技術・家庭（家庭分野）における布を用いたものの製作実習の実習題材について考える。実習題材の検討にあたって、以下のことを踏まえた実習題材が望ましいと考える。

- ・布を用いた簡単な衣服もしくは小物
- ・補修について扱う（まつり縫い、ミシン縫い、スナップつけなど）
- ・日常において活用できもの

衣服を実習題材に設定する場合、ハーフパンツ、エプロンなどが日常において活用しやすく、ミシン縫いやまつり縫いも使用することから、実習題材として設定できると考えられる。また、タイプ（型）をそれぞれ複数用意したり、生地を複数用意したり、生徒に自由に選択させる工夫をすることで、生徒がそれぞれ自分の好みに合ったものが製作でき、授業に取り組みやすくなるのではないだろうか。

小物を実習題材として設定する場合、クッションカバー、トートバッグなどが日常において活用しやすく、スナップボタンも使用することから実習題材として設定できると考えられる。小物を実習題材に設定した場合、日ごろお世話になっている人への贈り物や家族で共有して使用できるので、それらも含めて複数の課題を設定し、生徒に選択させるということも考えることができる。

資料として、実際に作成したハーフパンツの型紙（3種類）の写真を示す。



写真1 ショートパンツ型



写真2 ストレートパンツ型



写真3 キュロットパンツ型

3. まとめ

今回、学習指導要領改正に伴い、布を用いたものの製作実習の実習題材について教科書の分析、新学習指導要領をもとに検討した。その結果、小・中学校において「布を用いたものの製作」という共通題材となり、体系的に学びやすくなったことが言える。また、中学校においては必修として布を用いたものの製作になったことから、生徒の実態を把握し、全ての生徒が意欲的に取り組める題材の設定への配慮が不可欠である。

Ⅶ 消費者の権利と責任の理解

学習指導要領の改訂に伴い、「D 身近な消費生活と環境」項目が設置された。小学校新学習指導要領解説家庭編の「家庭科改訂の趣旨」には「社会において主体的に生きる消費者をはぐくむ視点から、消費の在り方及び資源や環境に配慮したライフスタイルの確立を目指す指導を充実する。」とあり、中学校学習指導要領解説技術・家庭編には「家庭生活と消費・環境に関する学習については、他の内容との関連を明確にし、中学生の消費生活の変化を踏まえた実践的な学習活動を更に充実する。」とある。このように、家庭科分野における消費者教育は、児童生徒が将来的に消費の在り方を考え、資源や環境に配慮したライフスタイルを確立できるようにすることを大きな目標としている。そこで、現在の中学校の家庭科における消費者教育の現状と課題について、新学習指導要領に準拠した視点から考察する。

1. 新学習指導要領における消費者教育の重点化

中学校学習指導要領において消費者教育は「D 身近な消費生活と環境」において、(1)「家庭生活と消費」(2)「家庭生活と環境」の2項目で構成されている。そのねらいは、「消費や環境に関する実践的・体験的な学習活動を通して、消費生活と環境についての基礎的・基本的知識及び技術を習得するとともに、消費者としての自覚を高め、身近な消費生活の視点から持続可能な社会を展望し、環境に配慮した生活を主体的に営む能力と態度を育てること」である。

中学校学習指導要領における消費者教育の内容に関して、現行学習指導要領と新学習指導要領では記述が異なっている。現行学習指導要領においては記述されていなかった「自分や家族の消費生活に関心をもち、消費者の基本的な権利と責任について理解すること。」が新たに加えられた。

また、新学習指導要領の(1)の内容の取り扱いに関しては、「中学生の身近な消費行動と関連させて扱うこと。」とされている。ここでは、中学生の身近な消費行動を振り返ることを通して、家庭生活における消費の重要性に気づき、消費者の権利と責任について理解を深めるとともに、物資・サービスの適切な選択、購入及び活用ができるようにすることをねらいとしている。

このように、今後、中学校における消費者教育においては、生徒にとって身近な消費行動を題材にしながら、消費生活に関心をもち、さらに、消費者の権利と責任について理解できるような授業実践が必要とされているといえる。

2. 消費者の権利と責任の理解

中学校新学習指導要領解説技術・家庭編においては、消費者の権利と責任に関して「消費者の基本的な権利と責任については、実際の消費生活とかかわらせて具体的に考えさせるとともに、消費者基本法の趣旨を理解できるようにする。」とされ、消費者基本法の趣旨の理解のための具体例として、「中学生に消費行動とかかわらせて、商品を購入することは、選ぶ権利であるとともに責任を伴うことなども理解できるようにする。」ことを挙げている。このように、消費者基本法の趣旨を理解し、消費者の権利を行使でき、消費者としての責任を担う消費者を育成することが、現在の消費者教育における目標であるといえよう。

3. 中学校における消費者教育実践事例

そこで、中学校における消費者教育において、消費者の権利と責任を理解できる授業実践例について考察する。なお、新学習指導要領中学校技術・家庭科改訂の趣旨においては「中学校の消費生活の変化を踏まえた実践的な学習活動を更に充実すること」と記されている。

従って、中学校における消費者の権利と責任を理解できる授業実践においては、消費生活の変化を踏まえており、中学生にとって身近な消費行動であり、さらに実践的な学習活動（ここには体験的な活動を含む）である事例が希求されているといえよう。そこで、HDD 家庭科教育実践データベース AVANCE²⁸⁾に掲載されている消費者教育における消費者の権利と責任に関する授業実践例を分析し、今後、消費者の権利を行使でき、消費者としての責任を担える消費者を育成する上で、どのような課題があるか、また、身近な消費行動としてどのような

ものが挙げられているかについて考察する。

(1) 実践事例「自立した消費者の育成」

この実践では、通信販売によるトラブルを事例に消費者が乗せられやすい手口について分析し適切な判断ができるようにさせている。それをもとに、キャッチセールスの事例をあげ、セールスマンとトラブル解決のために登場する消費者支援センターの職員のせりふを考え、ロールプレイングをすることで、消費者の抱える問題を自分の生活に関わらせて理解させるという展開である。

学習の成果として、中学生が遭いやすいトラブル（キャッチセールス）のロールプレイングを行い消費者が乗せられやすい手口を話し合ったり、分析したりすることで対応策を考えることができること、キャッチセールスの手口の巧みに驚くと共にキャッチセールスの疑似体験ができることであろう。キャッチセールスの手口の巧みさにかかわる観点は、消費者基本法 第1条（目的）において、「この法律は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差」として取り上げられている、「交渉力」にあたる。このような「消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差」が、消費者の権利と責任の自覚の重要性と連動していることを考慮すると、消費者の権利と責任の自覚の観点からの実践ととらえることができる。また、ロールプレイングにおいては「タレント勧誘を受ける」ということで、中学生にとっては身近に感じられるであろう。

(2) 実践事例「消費者としての自覚を高める物資やサービスの選択と購入」

商品（物資・サービス）を予算内で選択するシミュレーション活動を通して、物資やサービスの適切な選択や購入の仕方について考えることを目標にした授業である。シミュレーションに使われたものは、ペン、パンである。また、予算額を設定し、買い物シミュレーション価格表を用いて、商品を選択するシミュレーション活動を取り入れている。選ぶ商品項目は、菓子、飲み物、ハンバーガー、おにぎり等の食品と、文房具、CD、DVD、Tシャツなどが挙げられている。

この実践事例においては、買い物のシミュレーション活動時に予算額を設定したところに特徴がある。その理由は「家庭の収入が有限であり、計画的支出の重要性を認識させるため」と述べられている。新学習指導要領において、自分や家族の消費生活に関して、「小学校における物や金銭の使い方と買物の学習を踏まえ、自覚ある消費行動の基礎として、自分の消費に使える金額には限りがあることや優先順位を考えた計画的な支出が必要であることなどに気付くようにする。」とあり、限られた予算内で商品を購入、選択する重要性についても強調されている。限られた予算内で買い物シミュレーションをすることによって、生活に必要なものを無駄なく購入する方法を考えることができるという面がこの授業の特徴であり、新学習指導要領に沿った展開といえる。

(3) 「消費者の権利と責任の理解」を深める授業実践の希少性

以上、実践事例を考察したが、実践的な活動を通して消費者の権利と責任に焦点を当て、理解を深める実践事例は上記2例のみであった。これまでの消費者教育は、よりよい商品の選択や購入を目指す教育実践が主であり、「消費者の権利と責任」を意識付け、主体的に行動できる消費者を目指す実践はほとんど報告されていない。そこで、「消費者の権利と責任」に焦点をあてた授業を設計し試みた事例を次項で報告する。

4. 「消費者の権利と責任を理解」するための授業実践の試み

2005年に徳島県の中学1年生を対象とした授業実践を報告する。授業実践の背景として、2004年5月に消費者保護基本法から消費者基本法に改正され、従来の消費者「保護」から消費者の一人ひとりの「自立」支援へと消費者の主体性を促す方向性に行政施策が変わった。消費者としての自覚を持ち、消費者の権利を行使し、「自立した消費者」を目指す教育が、今後一層必要となる。その際、消費者基本法における「消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差」という情報の非対称性の認識が消費者の自立の第一歩になると考えられるが、消費者の自立を促す授業実践に関する報告はまだなされていない。そこで、今後の消費者教育の方向性を考究するために次の授業を設計し実践した。

授業は、生徒にとって最も身近な商品の売買を取り上げ、商品購入の際にも、消費者と事業者の情報量の格差が存在することを理解し、その格差を埋める働きかけとして消費者基本法の「8つの権利を行使する」ことの必要性に気づかせ、ひいては企業と消費者の好循環をうむことができることに気づかせることをねらった。情報の収集や整理と共に、商品選択の際には、事業者との格差から、主体性を発揮する必要性を認識させることに重点を置いている。指導計画は、①契約について学ぶ（1時間）②悪質商法と商品の選び方（1時間）③色々な販売方法を知り、賢い消費者になろう（1時間・・・本時）④賢い消費者になろう（1時間）である。

(1) 学習指導案

本時の目標 情報を収集・整理し商品を適切に選択しようとしている。

学習展開

時間	環境・資料	学習活動	指導上の留意点	評価
10分	ワークシート	1 身近な販売方法を通して、商品を買いたくなった時のことについて考え、発表する。	○商品を買いたいと思わせる情報源を挙げる。	
7分	ワークシート 掲示物	2 買い物のシミュレーションをする。	○実際に店に買い物に行くとき、「買いたい」と思う商品情報には、限りがあることを知らせる。	
8分	ワークシート 掲示物	3 身近な販売方法から得る情報だけではなく、4つの権利を利用して消費者の「知らない」情報を求めることの大切さに気付く。	○肉の二重価格表示を例に、4つの権利を使い表示が改正されたこと、さらに、安心して安全な商品を得ることができるようになったことを伝える。	
7分		4 これからの消費生活でどのようなことに気をつけて商品を選択・購入するか考える。	○情報が正確かを見極めるために、購入する商品についての知識を身につけることが必要であることに気付かせる。	・情報を収集・整理し、商品を適切に選択しようとしているか。
5分		5 本時のまとめをする。		

(2) 結果と考察

本授業は、買物シミュレーションを通して消費者が入手できる商品情報には限りがあることを授業の初期の段階から意識させるところに特徴がある。消費者に相対するかたちで事業者が存在しており、この二者間には、常に情報量、交渉力等において格差があることをあらかじめ理解した上で、消費者の権利を守るために消費者基本法が存在しており、消費者はこの消費者基本法における権利を行使すると同時に、責任も果たさなければならないことを理解させることを授業の目的としている。

授業を試みた結果、情報の非対称性を学習内容に具現化うることができたが、教師から児童への一方通行的な授業になったことが反省点として挙げられた。今後、授業の改良を重ね、児童・生徒から意見を引き出し、主体性の発揮につながる教材の研究開発が必要である。

5. 今後の消費者教育における「消費者の権利と責任の理解」

今回、中学校における3つの授業実践例を紹介した。その結果、現在の中学校において「消費者の権利と責任を理解する」ための授業実践例はほとんどなく、今後の消費者教育においては今後さらなる授業開発が必要な分野であることが分かった。なかでも、3例目の授業実践は、消費者の権利と責任を理解することに焦点をあてた授業に一番近いと考察する。このように、消費者の権利と責任を理解する上で、重要であることは、消費者は不利な立場に立っていることを、消費者である中学生自身の日常生活の消費行動から認識できるような実践的な活動を取り入れることではないかと考察する。そして、消費者である中学生の不利な立場を守る上での消費者基本法であることに気づき、その権利の行使と責任を果たすことの重要性を認識できることこそ、「消費者の権利と責任を理解」するための第一歩であると考察する。従って、今後、新学習指導要領に準拠した「消費者の権利と責任を理解」するための授業が実践され、自立した消費者の育成につながることを望む。

参考文献

- 1) 文部科学省、小学校学習指導要領解説家庭編、2008
- 2) 山田美由紀・高木貴美子、児童・生徒の生活力育成への要因(第1報)、日本家庭科教育学会誌、37(3)、1994、23-30

- 3) 山田美由紀・高木貴美子, 児童・生徒の生活力育成への要因(第2報), 日本家庭科教育学会誌, 39(3), 1996, 35-42
- 4) 堀口美智子, 母親の就業が子どもの生活技能に及ぼす影響, 日本家庭科教育学会誌, 48(2), 2005, 123-132
- 5) 長澤由喜子, 家庭科の学習経験と生活技能, 日本家庭科教育学会誌, 46(1), 2003, 74-75
- 6) 文部科学省, 小学校学習指導要領解説一部補訂家庭編, 開隆堂, 2006
- 7) 文部科学省, 中学校学習指導要領解説技術・家庭編, 2008
- 8) 大曲美佐子・榎木由紀・丸谷宣子, 新学習指導要領の技術・家庭科家庭分野におけるカリキュラムの編成と学習材の開発と適用—「B家族と家庭生活」の学習を通して人間関係力と生きる力の育成を図る—, 家庭科教育, 76(2), 家政教育社, 2002
- 9) 町田順子・竹内美穂, 体験的学習を組み入れた総合的なまとめ学習—夢ある家族未来像と自己肯定イメージを—, 家庭科教育, 73(7), 家政教育社, 1999
- 10) 前掲書8)
- 11) 伊藤葉子「自分を見つめる」授業バージョン2—保育学習の導入として—, 家庭科教育, 71(2), 家政教育社, 1997
- 12) 文部省, 環境教育指導資料(小学校編), 1995
- 13) 国立教育政策研究所 教育課程研究センター, 環境教育指導資料(小学校編), 東洋館出版, 2007
- 14) 櫻井純子・橋本都編, 小学校家庭科で進める環境教育, 明治図書, 1994
- 15) 宇野浩三・武田朋子・市村美幸, 学校と地域が協働する住まい・環境教育への研究(1)基本理念と若干の事例の掲示と今後の展開, 日本建築学会大会学術講演概要集, 2000, 1176
- 16) 妹尾理子・平井なか, 住まい・住環境に関する教育研究の動向~日本建築学会大会梗概集他, 関連学会における論文分析から~, 日本家政学会誌, 55(5), 2004, 413-423,
- 17) 馬場たまき・阿留多伎真人・桂重樹・渡辺千恵子, 総合的な学習の時間における「住まいや環境」の教育に関する研究~仙台市の小学校における意識調査から~, 日本建築学会大会学術講演概要集, 2000
- 18) 近藤清華ほか, 大学における家庭科教員養成カリキュラムの現状と課題(第1報), 日本家庭科教育学会誌, 47(1), 2004
- 19) 分校淑子ほか, 高等学校「住居領域」の教育内容・方法の検討(第1報)—研究の枠組みと授業案の作成—, 日本家庭科教育学会誌, 40(2), 1997, 63-65
- 20) 分校淑子ほか, 高等学校「住居領域」の教育内容・方法の検討(第2報)—生徒による授業評価—, 日本家庭科教育学会誌, 40(3), 1997, 58
- 21) 関川千尋ほか, 学校教育における住居領域の教材開発研究(I)—コンピュータを使った中規模住宅の住み方演習教材の組み立て—, 京都教育大学紀要, 2008, 112
- 22) 秋山晴子編, 小・中・高・大学における住居領域の効果的指導, ナカニシヤ出版, 1986, 8-13
- 23) 妹尾理子, 住環境リテラシーを育む—家庭科から広がる持続可能な未来のための教育—, 萌文社, 2006, 95-96
- 24) 東京書籍, 新編 新しい家庭5・6, 2005
- 25) 開隆堂, 小学校 わたしたちの家庭科5・6, 2005
- 26) 東京書籍, 新編 新しい技術・家庭 家庭分野, 2006
- 27) 開隆堂, 技術・家庭 家庭分野, 2006
- 28) HDD 家庭科教育実践講座刊行会, HDD 家庭科教育実践講座アバンセ, 2007

**Issues of Home Economics Education in Practice of New Course of Study :
Improvement of Ability to Live, Self-Esteem, Life Style for Sustainable Society, Lessons of
Dwelling Life, Materials of Clothing and Comprehension of Rights and Responsibilities of Consumers**

TORII Yoko^{*}, BABA Asami^{**}, NAKABAYASHI Kei^{**}
IBARAGI Hiromi^{**}, ISHII Junko^{**}, KINOSHITA Miyuki^{**}
and ISHIDA Hiroko^{**}

The purpose of this study was to consideration issues of Home Economics Education in practice of new course of Study in terms of improvement of ability to live, self-esteem, life style for sustainable society, improvement in dwelling life and comprehension of rights and responsibilities of consumers.

The results was follows

- 1) Lessons is necessary for improvement of ability to live, including problem-solving learning of subject of life.
- 2) The mechanism how self-esteem increase motivation for study should be clear.
- 3) Lessons of life style for sustainable society will be important in Home Economics Education.
- 4) Lessons of dwelling life should be studied related with the other areas in Home Economics Education.
- 5) Teaching materials of clothing should be developed based on motivation of lower high school students.
- 6) Practical Activities is necessary for lessons of comprehension of rights and responsibilities of consumers.

^{*}Department of Home Economics Education, Naruto University of Education

^{**}Graduate School of Education, Naruto University of Education